変更様式第５号（物品の調達等）

**物品の調達等競争入札参加資格承継承認申請書**

　　年　　月　　日

　山陽小野田市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

申請者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　下記のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競争入札参加資格者 | 業者種別  （いずれか一方の番号を○で囲むこと。） | | １　物品等　　　　　２　業務委託等 |
| 住所 | | 〒 |
| 商号又は名称 | |  |
| 代表者職氏名 | |  |
| 資格承継理由 | |  | |

記入要領

１　申請者は承継を受ける者（承継人）とします。

２　「競争入札参加資格者」欄は、承継される者（被承継人）について記入してください。

被承継人が複数の場合は、山陽小野田市に登録のある有資格者すべてを記入してください。

（欄が不足する場合は、別葉でも可。）

３　変更第６号様式「経営事項引継書」の内容と一致すること。

４　物品等及び業務委託等（工事請負及び工事に係る設計等の業務委託を除く。）の両方に登録している業者は、それぞれの申請書に関係書類が１部ずつ必要です。

**・資格の承継承認申請書について**

　　下記の(1)から(5)までの事由に該当することとなった場合に、その承継人は、引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可（登録）を受けた後、速やかに「物品の調達等競争入札参加資格承継承認申請書」及び「経営事項引継書」を提出してください。提出されないときは、資格を承継することができません。

　　また、債権者登録が既に完了されている業者にあっては、その内容を変更する必要があります。詳しくは、山陽小野田市出納室（TEL 0836-82-1181）までお問い合わせください。

※事由及び承継人とは

(1) 個人が死亡したときは、その相続人

(2) 個人が法人を設立したときは、その法人

(3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者

(4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立した法人

(5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

**・添付書類**

(1) 業務に関し法令上必要とされるもの及び市が審査する上で必要と認める許可通知書、許可証明

書、登録通知書、登録証明書等（写し可）

(2) 入札参加資格審査申請登録票（変更様式第７号）

(3) 使用印鑑届（変更様式第８号）（写し不可）

(4) 委任状（変更様式第３号）（写し不可）※営業所や支店に年間委任しない場合は、添付不要

(5) 法人の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。届出日前３カ月以内の日付

のもの）

(6) 個人の場合は、誓約書（変更様式第４号）（写し不可）

(7) 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表（写し可）

(8) 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの（写し可）

(9) 合併の場合は、合併契約書（写し可）

(10) 経営事項引継書（変更様式第６号）

※種目等を変更する場合は、業者カード（変更様式第９、１０号）を作成し提出してください。

希望順位の変更はできません。

(11) 実印の印鑑証明書（写し可。届出日前３カ月以内の日付のもの）

(12) 法人の場合は、暴力団排除に関する誓約書（変更様式第１１号）（写し不可）

(13) 承継人が市内業者（本社が山陽小野田市内にある業者）の場合は、山陽小野田市の納税証明

書「未納額のないことの証明書」（写し可。届出日前３カ月以内の日付のもの）

(14) 承継人が準市内業者（本社は市外にあるが、山陽小野田市内に営業所・支店のある業者）の場

合は、店舗・事務所の現況写真（変更様式第１２号）と、山陽小野田市の納税証明書「未納額

のないことの証明書」（写し可。届出日前３カ月以内の日付のもの）